

令和5年神審第23号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年5月18日22時45分

兵庫県香住港北西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 5.0トン

登録長 11.68メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 436キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、漁ろう以外のことをする間の最大とう載人員が旅客11人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪を、その前方にGPSプロッター兼用のレーダー、右舷窓側に機関遠隔操縦装置、中央に自動操舵装置、左舷側に魚群探知機、GPSプロッターをそれぞれ装備し、操舵室外側の各舷は船首甲板と船尾甲板を往来できるようになっていた。

(2) 魚倉等

船首甲板には、船首から左右に同じ形状の船倉2個が、その後方に同様の魚倉2個が、船尾甲板には、船倉5個がそれぞれ配置され、各倉は高さ7センチメートル（以下「センチ」という。）のコーミングで四方を囲まれ、取り外し可能な蓋を設けていた。

また、魚倉の形状は、長さ90センチ、幅70センチ、深さ85センチであった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年5月18日17時00分香住港を発し、同港北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、17時40分目的の釣り場に到着して錨泊し、釣り客に船尾甲板で遊漁を行わせ、自身は船首甲板でいかなどを釣り始めた。

a受審人は、船首甲板両側の魚倉の蓋を開け、釣り上げたいかを左舷側の魚倉に入れて、しばらく遊漁を続けたのち、帰途に就くこととし、操舵室前面壁の右舷下部の作業灯1個、船首甲板の作業灯

1 個、操舵室後方のオーニングの枠に取り付けたLED作業灯1個をそれぞれ点灯し、同魚倉に入りたいかを生かして持ち帰ることとし、海水を循環させて空気を送り込むホースを入れるため、左右両舷の魚倉の蓋を開放したまま抜錨し、22時35分鎧港防波堤灯台から025度（真方位、以下同じ。）1,350メートルの地点を発進した。

釣り場を発進するに当たり、a受審人は、魚倉の蓋を開放したまま航行すると、釣り客が船首甲板に移動した際、魚倉に転落するおそれがあったが、平素、航行中、甲板上の釣り客が移動することがほとんどなかったことから、帰航中、船尾甲板の釣り客が船首甲板に移動することはないものと思い、魚倉の蓋を閉めて航行するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a受審人は、舵輪後方の操縦席に座って操船に当たり、香住港北西方沖合を東行し、22時43分半僅か過ぎ鎧港防波堤灯台から055度1.25海里の地点で、針路を123度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、香住港に向け続航中、釣り客が、船尾甲板から、操舵室の左舷側を通り、船首甲板に移動したところ、22時45分鎧港防波堤灯台から064度1.35海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、釣り客が左舷側の魚倉に転落した。

当時、天候は晴れで風力1の東南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

その結果、釣り客が肝損傷、右肋骨多発骨折等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件釣客負傷は、夜間、香住港北西方沖合において、遊漁を終えて釣

り場を発進する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、釣り客が蓋を開放したままの魚倉に転落したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、香住港北西方沖合において、遊漁を終えて釣り場を発進する場合、魚倉の蓋を開放したまま航行すると、釣り客が船首甲板に移動した際、魚倉に転落するおそれがあったから、魚倉の蓋を閉めて航行するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素、航行中、甲板上の釣り客が移動することがほとんどなかったことから、帰航中、船尾甲板の釣り客が船首甲板に移動することはないものと思い、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、船尾甲板から船首甲板に移動した釣り客が、蓋を開放したままの魚倉に転落する事態を招き、同客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 月 1 1 日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美